

さらに、事務局は次のような支援を行います。

⇒養子縁組（Adopt）した地区内に、団体または企業等の名前を明記した看板を設置します。

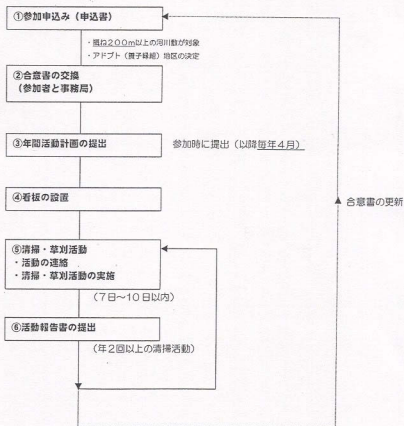
⇒幅広く参加を呼びかけるため、積極的な広報に努めます。

⇒活動や安全管理に関するマニュアルを作成し、各団体・企業に配布します。

3. アドプト・プログラムの仕組み

「旭川アドプト・プログラム」は、旭川を美しくしようとする意欲と行動力を持つ団体・企業等（参加者）からの申込に基づいて、旭川河川敷の一定区間との間に養子縁組の契約（合意書）を結びます。

事務局は、合意書を結んだ区間内に里親である団体・企業名を表示した看板を設置します。この合意書により、参加者は年間を通じて里親となった区間の美化清掃を受け持ちます。なお、この清掃活動は年間2回以上行うこととします。



4. 気をつけて (安全管理・留意事項について)

アドプト・プログラムにおいて最も優先されるべきものは、参加者の安全です。

このため、活動に際しては、何よりもまず**安全管理**に留意して下さい。

⇒活動に参加する方々の安全について指導・監督のできる管理者（責任者）を決めた上で管理者を中心に安全な活動に努めて下さい。

⇒清掃・草刈活動の計画をたてる際は、天候、気象や時間帯などをよく検討し、**無理のない計画**を立ててください。

⇒活動の実施についても、当日の天候（雨天、降雪、濃霧等）や時間（日没時等）を勘案し、悪条件となりそうな場合は、活動を避けて下さい。

⇒河川周辺は、傾斜地や湿地、川との境がわかりにくい部分やワンドなど、様々な地形変化が考えられます。
また、害虫や害獣などにも十分注意して作業を進めて下さい。

⇒特に**子供が参加する場合**には、必要と考えられる数の大人の指導のもとに作業を行ってください。

⇒重量物や粗大ゴミ、医療用具など危険なものには手をふれず、関係機関へ連絡してください。

※旭川を日本一美しい川に育てる会では、アドプト活動に対しての事故などに備えて、保険に加入することとしております。手続きに必要ですので、「活動計画書」「活動報告書」は必ず提出して下さい。